

議第43号

滋賀県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県いじめ再調査委員会条例（平成26年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条中「滋賀県総務部」を「滋賀県子ども若者部」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。